平成２２年（フ）第７２２号
神戸市兵庫区湊町２丁目１番６号宝マンション101号
債務者　山本　近資
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２３号
神戸市兵庫区湊町２丁目１番６号宝マンション101号
債務者　山本佳世子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３７号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地50棟706号
債務者　森口　京子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目26番40号
債務者　成合　照幸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
広島県福山市引野町３丁目14番14号　山口アパート、旧住所広島県福山市神辺町字徳田2006番地５
債務者　田原　辰美
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５１号
広島県福山市川口町４丁目９番23―５号
債務者　池田　　正
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３８号
福島県いわき市金山町東台３番地の１　ヴィラアメニティーＢ202
債務者　小林　貴志
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５４号
広島県福山市新市町大字常1244番地、旧住所広島県福山市神辺町字道上2846番地13
債務者　栗原　孝幸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６５号
山口県防府市迫戸町11番26号
債務者　飯銅　康悦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
山口県防府市大字台道1354番地の82　県住Ａ棟303号
債務者　安光　哲也
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
山口市徳地船路210番地
債務者　山根　孝博
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
山口市矢原768番地２　石井ハイツＡ102
債務者　佐藤　忠典
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
長崎県島原市大手原町甲2100番地３
債務者　石田　徒広
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
松江市八雲町東岩坂1566番地33
債務者　大島　博信
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９号
松江市八雲町東岩坂1566番地33
債務者　大島　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
松江市上乃木４丁目７番５―204号　西の原アパート２、前住所松江市浜乃木７丁目20番７号
債務者　新宮　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
松江市上乃木４丁目７番５―204号　西の原アパート２、前住所松江市浜乃木７丁目20番７号
債務者　新宮久美子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
松江地方裁判所民事部